

議案第167号

川崎市血液対策センター条例を廃止する条例の制定について

川崎市血液対策センター条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月27日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市血液対策センター条例を廃止する条例

川崎市血液対策センター条例（昭和45年川崎市条例第40号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日においてこの条例による廃止前の川崎市血液対策センター条例第4条第2項の規定により委嘱され、又は任命された川崎市血液対策協議会の委員である者の任期は、同条例第5条第1項の規定にかかわらず、その日に満了する。

参考資料

## 制 定 要 旨

川崎市血液対策センター条例を廃止するため、この条例を制定するものである。